

女性・平和・安全保障
(Women, Peace and Security: WPS)
に関する国連安保理決議
と「行動計画」について

外務省総合外交政策局
女性参画推進室

2023年4月

● 2000年に平和・安全保障の文脈に「女性」を関連づけた初めての安保理決議第1325号が採択された。

● 紛争下において女性が受ける不均衡な影響(インパクト)を認識するとともに、女性は紛争下の性的暴力からの保護の対象であると同時に平和・安全保障の主体者と認識。

● 性差によるニーズを踏まえつつ、紛争予防・紛争解決・和平交渉・平和維持活動・平和構築・ガバナンスの全ての段階の意思決定及び主体として女性の平等で十全な参画を要請。

● 人道支援、復興におけるジェンダー主流化、女性の人権の保護及びジェンダー平等の促進を要請。



✓ 日本は決議履行のため、2015年に第1次「行動計画(2016-2018年)」、2019年に第2次「行動計画(2019-2022年)」、2023年に第3次「行動計画(2023-2029)」を策定。

女性・平和・安全保障（WPS）に関する安保理決議（10本）

安保理決議	概要
決議第1325号 (2000年)	<p><u>国際的な平和と安全保障の文脈に「女性」を関連づけた初の安保理決議。</u>紛争下において女性・女兒と男性・男児が受ける不均衡な影響(インパクト)を認識するとともに、女性の保護及び紛争予防・紛争解決・和平プロセス・紛争後の平和構築・ガバナンスにおける意思決定の全ての段階における女性の平等で十全な参画を要請。さらに、紛争下の性的暴力からの女性の保護、PKO、平和構築活動のあらゆる面におけるジェンダー主流化、女性の人権の保護、及びジェンダー平等の促進を要請。PKO要員のジェンダー研修、人道・復興支援へのジェンダー配慮。</p>
決議第1820号 (2008年)	<p><u>紛争下の性的暴力を平和と安全保障の重要課題、戦争犯罪として明示的に認識した初の安保理決議。</u>政治的・軍事的目標を達成するための武装勢力による文民に対する性的暴力行使の停止、紛争加害者による性的暴力に関する不処罰の終焉と文民の効果的な保護を要請。さらに、PKOに対し、職員研修、平和活動へのより多くの女性派遣、性的搾取と虐待(SEA)のゼロ・トレランス政策の徹底、国内機関の能力強化等を通じた性的暴力防止及び対処のためのメカニズムの構築を要請。</p>
決議第1888号 (2009年)	<p>女性のリーダーシップの発揮及び効果的な支援メカニズム構築を通じた安保理決議第1820号の履行を強化する安保理決議。<u>紛争下の性的暴力の対応として、主に国連の機関間イニシアチブであるUN Action Against Sexual Violence in Conflictを通して各ステイクホルダーと協力・調整して取り組むための事務総長特別代表の任命(SRSG)、性的暴力が起きている地域への専門家(TOE)・アドバイザーチームの早急な派遣を要請。</u>さらに、和平交渉において性的暴力問題を取り上げ、性的暴力問題に取り組むためのアプローチを強化するほか、紛争の傾向と加害者に関するモニタリング及び報告制度の改善を要請。(なお、クリントン米国务長官の議長の下で採択された。)</p>
決議第1889号 (2009年)	<p>安保理決議第1325号に言及されているような<u>紛争後の和平プロセス・平和構築への女性の参画の際の障害に対処するための安保理決議。</u>国連事務総長に対し、安保理決議第1325号の履行をモニタリングするための国際的な一連の指標を安保理に提出することを要請。さらに、紛争及び紛争後の状況における女性及び女兒のニーズへの国内的・国際的対応の強化を要請。</p>
決議第1960号 (2010年)	<p><u>安保理決議第1820号及び第1888号の履行に関する報告義務システムを設置するための安保理決議。</u>国連事務総長に対し、紛争に関連した性的暴力の強い疑いがある又は責任がある当事者を年次報告の付属に列挙するよう要請し、関連する制裁委員会と国際戦犯法廷へ報告する。関連する制裁委員会は、紛争下の性的暴力担当事務総長特別代表からブリーフを受け、<u>列挙された当事者に行動を起こすことが可能。</u>さらに、紛争下の性的暴力に特定したモニタリング・分析・報告メカニズムの構築を要請。</p>

安保理決議

概要

決議第2106号
(2013年)

紛争下の性的暴力防止と対処に関する既存の安保理決議を強化するための安保理決議。紛争下の性的暴力への対応のため、治安、司法の対応が必要であることを確認。女性及び女兒だけではなく、男性及び男児も被害者となっている惨禍を認識。性的暴力防止に向け、一貫した厳格な捜査と訴追の必要性、予防・保護・平和構築のあらゆる段階における女性の参画の重要性を強調。安保理決議第1888号により設置された専門家・アドバイザーチームを各国の取組に活かすよう促し、事務総長と関連の国連組織に対し、紛争下の性的暴力に関するモニタリング、分析及び報告をするよう要請。

決議第2122号
(2013年)

女性・平和・安全保障(WPS)に関する諸施策の実施により更に統合的なアプローチを示した安保理決議。紛争解決と平和構築における女性のリーダーシップと積極的な参画に焦点。DDR(武力解除とリハビリテーション)のジェンダー視点、配慮を強調。紛争の根本原因にジェンダー視点から取り組むことを再強調。国連事務総長に対し、ジェンダー専門家の国連交渉団への配置、交渉者として幹部レベルの女性の指名を要請。また、国連事務総長及び国連事務総長特別代表に対し、女性の参画について安保理への報告を要請。さらに、2015年のハイレベル・レビュー及びそれに向けた安保理決議第1325号の実施に関するグローバル・スタディーを作成することを決定。

決議第2242号
(2015年)

1325号決議から15年目を迎えた2015年、各国の1325号履行状況と今後の課題を報告したグローバル・スタディーの内容を念頭に、これまでの関連決議を含む、女性・平和・安全保障分野における各国の取組をより一層強化することを要請。女性に対するあらゆる差別の撤廃を再認識し、紛争の予防と解決に関する取組における女性の参画を確保することを強調。さらに、ジェンダー平等を確立するため、紛争及び紛争後の状況にある諸国を支援することを奨励。また、市民社会、とりわけ女性組織との関わりも重要視している。

決議第2467号
(2019年)

決議1888号の10周年を踏まえ、これまでの決議及び、SRSG-SVCの任務強化の決議。初めて生存者中心アプローチの重要性が明記され、生存者のニーズ対応及び、和平合意、移行期正義、治安部門改革等含めた全ての取組に生存者ニーズが含まれるべきと認識。性的暴力被害者を差別無く支援することを要請。紛争下の性的暴力により妊娠した少女や女性への医療支援、生計手段を含めた包括的支援の強化、2021年までにレイプの結果生まれた子に関する報告書を事務総長へ提出するよう要請。スティグマ(汚名)の払拭、加害責任追及のための司法制度の強化を要請。暴力過激主義が性暴力を利用することから、被害者への支援が再過激化の予防となると認識。紛争予防に草の根の女性団体、少女や若者グループ、宗教指導者などの市民社会への支援の重要性を認識。

決議第2493号
(2019年)

2020年に20周年を迎える決議1325号を念頭に、加盟国に対し参画を含めこれまでの決議全体の包括的な実施強化となっている。特に平和と安全保障の活動と意思決定への女性の平等で意味のある参画を最優先とし、WPSアジェンダ実施の強化を加盟国に要請。国連平和構築委員に対し、決議1645号(紛争後の平和構築に関するもの)の実施として女性の和平プロセス参加促進に言及。特に紛争予防のため紛争後の復興期における安定化のプロセスに女性主導の平和構築団体の参画促進を奨励。

女性・平和・安全保障（WPS） に関する政府行動計画(National Action Plan: NAP)

【行動計画に盛り込むことが期待される要素】

- ①紛争下・紛争後の女性・女兒へのあらゆる形態の暴力からの保護と予防
- ②国家・地域・国際レベルにおける平和・安全保障にかかる意思決定及び主体者として女性の平等な参画
- ③紛争下・紛争後の女性・女兒の人権保護の増進
- ④女性・女兒固有のニーズへの対処、人道・復興支援における女性の能力強化

行動計画策定済みの国名一覧(計107か国)

(注)2023年4月時点

(北米2) **米国、カナダ**

(欧州37) **英国、ドイツ、フランス、イタリア**、スペイン、ポルトガル、アイスランド、アイルランド、エストニア、オーストリア、オランダ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、リトアニア、コソボ、ウクライナ、モンテネグロ、チェコ、モルドバ、ルクセンブルク、アルバニア、ラトビア、マルタ、スロバキア、キプロス、ブルガリア、ポーランド、ルーマニア

(中央アジア6) **キルギスタン、ジョージア、タジキスタン、アゼルバイジャン、アルメニア、カザフスタン**

(中東7) **イラク、アフガニスタン、パレスチナ、ヨルダン、レバノン、パレスチナ、イエメン、UAE**

(アフリカ35) **ウガンダ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、コンゴ(民)、シエラレオネ、セネガル、ナイジェリア、ブルンジ、リベリア、ルワンダ、マリ、ガンビア、ブルキナファソ、中央アフリカ共和国、ケニア、南スーダン、カメルーン、アンゴラ、ニジェール、モザンビーク、チュニジア、ナミビア、スーダン、ガボン、南アフリカ、ジブチ、コンゴ共和国、トーゴ、マラウイ、モロッコ、ソマリア、ベニン、チャド**

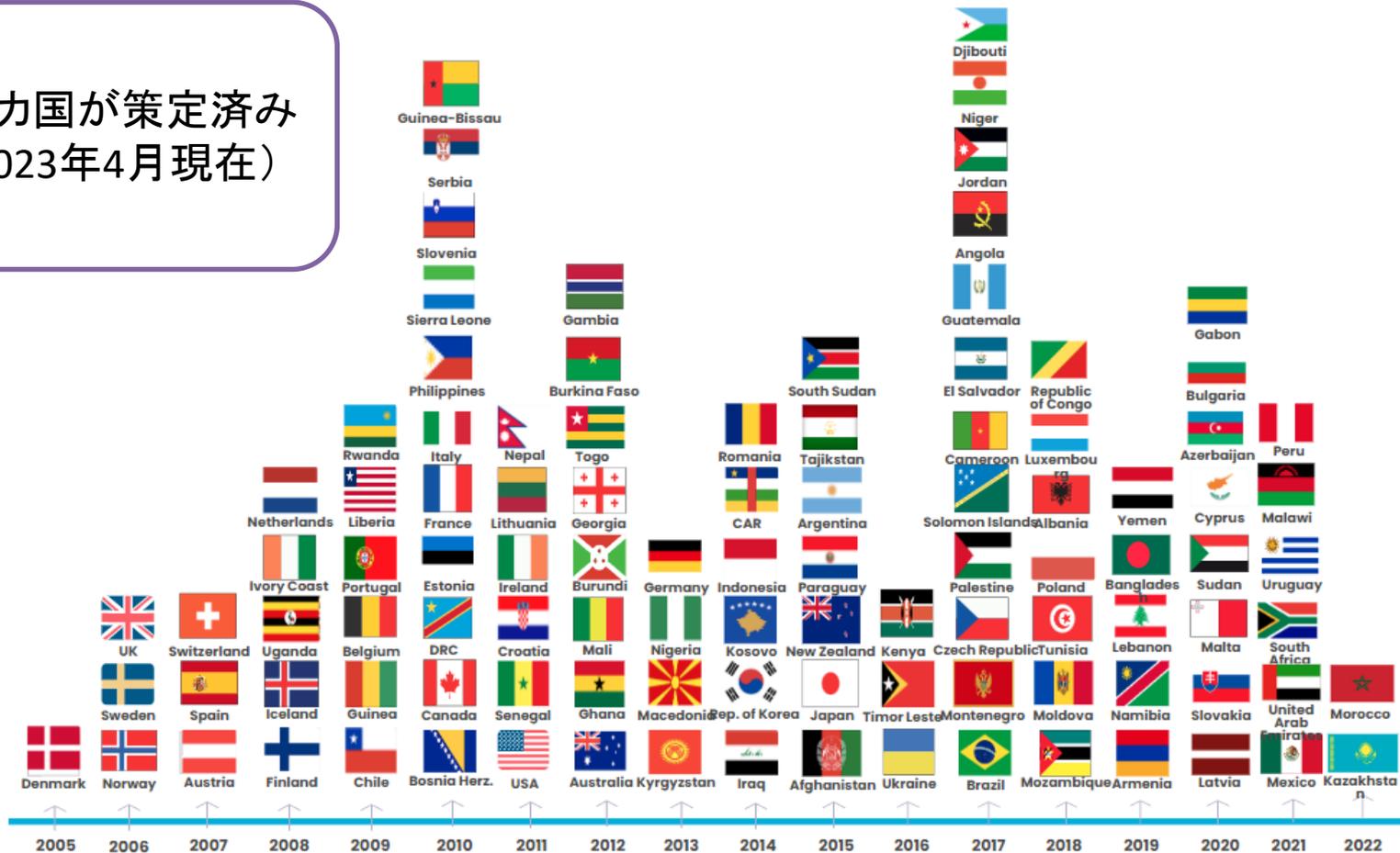
(中南米9) **チリ、パラグアイ、アルゼンチン、ブラジル、エルサルバドル、グアテマラ、メキシコ、ペルー、ウルグアイ**

(アジア・大洋11) **豪州、ネパール、フィリピン、韓国、インドネシア、日本、ニュージーランド、東ティモール、ソロモン諸島、バングラデシュ、スリランカ(太字はG7、ロシアは未策定)**

- 2015年9月の国連総会一般討論演説で安倍総理より行動計画を策定した旨発表。2019年に第2次行動計画を、2023年に第3次行動計画を策定。
- 実施については外部有識者による評価委員会が評価報告書を策定。
- 2016年9月、関係国は各国の教訓やベストプラクティスを共有し取組を強化するため、女性・平和・安全保障に関するフォーカル・ポイントネットワークを創設し、国連総会中と春に定期的に会合を開催。日本も参加している。
- 2023年4月時点で、日本を含む107ヶ国が策定済み。

行動計画を策定した加盟国の数

107カ国が策定済み
(2023年4月現在)



第3次行動計画 内容

主な取組の柱	内容	具体策の例
1. 女性の参画とジェンダーの視点に立った平和構築の促進	平和・安全保障のあらゆる段階に女性の参画とジェンダーの視点での平和構築の取組。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 和平交渉・合意への女性の参画支援 ➢ 平和維持活動等への女性の参画促進 ➢ 女性・女児のエンパワーメント支援等
2. 性的及びジェンダーに基づく暴力への対応と防止	紛争下の性的暴力およびジェンダーに基づく暴力の防止、法の支配の定着、被害者・被害当事者(サバイバー)支援	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 紛争下の性的暴力防止の専門家チームへの拠出 ➢ 国際刑事裁判所への拠出やJICAを通じた法の支配定着に向けた支援 ➢ 国際機関やJICAを通じて紛争影響国や脆弱国での性的およびジェンダーに基づく暴力防止の取組 ➢ 被害者・被害当事者(サバイバー)への支援等
3. 防災・災害対応、気候変動に関する女性の参画とジェンダー主流化	災害対応・気候変動、緊急支援や人道支援、その後の復興におけるジェンダーの視点での取組	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国際機関やJICA、NGOなどを通じ、被災国や災害脆弱国へのジェンダーの視点での災害・防災・気候変動に関する支援を実施 ➢ 国内の防災会議やジェンダーの視点での災害施策の整備と実施等
4. 国内のWPS促進のための取組	政府関係省庁の人材育成と組織の能力強化及び女性に対する暴力撲滅のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ➢ WPSやジェンダーに関する研修の実施、女性に対する暴力を許さない組織作りの取組強化のため担当官や窓口を設置 ➢ 外国人女性を含めた国内の全ての女性の人権保障に向けた取組など
5. モニタリング・評価	行動計画のモニタリング・評価・見直しを効果的に実施するための枠組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 女性・平和・安全保障の専門家で構成される評価委員会の設置 ➢ 3年目に中間報告書を作成 ➢ 政府は評価委員会の提言も踏まえ、6年後に行動計画の見直しを実施

日本の行動計画の特徴

- 決議の柱ではなく、主な取組を構成の柱にして構成
- 紛争関連の事態のみならず自然災害・気候変動にも対応している
- 国内のWPS関連対応能力強化と女性に対する暴力撲滅の取組を強化する